

平成19年3月23日付け付議第1号事件  
平成19年5月16日付け付議第2号事件  
平成19年7月11日付け付議第3号事件  
平成19年9月12日付け付議第4号事件  
平成19年11月14日付け付議第22号事件  
平成19年12月12日付け付議第23号事件  
平成20年3月12日付け付議第3号事件  
平成20年5月21日付け付議第4号事件  
平成20年7月9日付け付議第6号事件  
平成20年12月10日付け付議第9号事件  
平成21年2月4日付け付議第2号事件

PLC機器の实地測定について

2009年12月30日

電波監理審議会主任審理官 殿

(電波監理審議会事務局)

T03-5253-5829

F03-5253-5830

総務大臣代理人熊谷明彦弁護士 殿

T03-5568-1616

F03-5568-1617

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 只 野 靖

弁護士 村 上 一 也

異議申立人らは、主任審理官作成の平成21年12月3日付「PLC機器の实地測定の実施方針について(案)」及び総務省大臣官房会計課企画官作成の「平成21年度00490250広帯域電力搬送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定の業務の請負に関する入札説明書」に対して、以下のとおり意見を述べる。

第1 PLC实地測定に至る手続きの瑕疵及び今後の審理の在り方について

1 前回審理における不透明な手続きについて

(1)前回2009年12月3日の審理においては、予定開始時刻10時00分の冒頭から、主任

審理官から進行について別室で協議したい旨の要請がなされ、異議申立人側弁護士と被申立人国側の代理人弁護士及び総務省担当職員のための密室非公開の場で、今後の進行について主任審理官から説明がなされた。しかしながら、本件審理には異議申立人ら本人らが現に出席していたのであり、そもそも、出席している当事者本人を待たせてまで別室にて実態審理に渡る協議を行うべきではない。これまでの審理においても、こうした別室での協議がなかったわけではないが、前回は、審理開始時刻の冒頭から別室での協議を要請されたという点、そのような進行をする理由についても何らの説明がなかったという点で、大変疑問の残る進行方法であったといわざるをえない。このことが手続的瑕疵の第1点目である。

- (2) また、同日、主任審理官から示された「PLC実地測定の実施方針について(案)」(「12月3日付実施方針案」)について、主任審理官は、当事者双方に非公開として欲しい旨要請があったが、この内容に関して非公開とすべき特段の理由があるとは思われず、なにゆえ主任審理官がかかる要請をされたのかについても、疑問がある。このことが手続的瑕疵の第2点目である。
- (3) 異議申立人らは、上記のような主任審理官の審理進行に関して異議をとどめるとともに、今後は、このような不透明な手続を避けるよう、進行について十分に注意していただきたい。

## 2 総務省大臣官房会計課企画官作成の「平成21年度0049 0250広帯域電力搬送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定の業務の請負に関する入札説明書」について

- (1) 異議申立人らは、総務省大臣官房会計課企画官作成の「平成21年度0049 0250広帯域電力搬送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定の業務の請負に関する入札説明書」(「入札説明書」)が公にされていることを、本年12月16日になってはじめて知った。入札説明書中の仕様書については、後記のとおり重大な疑問があるので、その点は後述するが、ここでは、この入札に至る手続の瑕疵についてまず指摘する。
- (2) まず、入札説明書が公にされる前に、異議申立人らにはその内容についての説明は全くなされなかった。このことが、手続的瑕疵の第3点目である。異議申立人らが入札説明書が公にされていることを知ったのは、まさに偶然であった。
- (3) 異議申立人としては、主任審理官が、本件の特質を未だ十分に理解していないことの表れと考えざるを得ない。すなわち、異議申立人は、国が行ったという周囲雑音の測定においてその電界強度が極めて高い値を示しているところ、その要因の一つとして、測定機器そのものの性能(測定限界)に原因があるのではないかと指摘しているのである。この点に鑑みれば、入札説明書中の特に測定方法を定めた仕様書を公にする前に、当事者双方に対して、仕様書の測定方法についてこれで必要十分かどうか意見を求めるべきことは当然である。
- (4) 現に、後述するように、仕様書の測定方法は不適切であり、また、12月3日付実施方針案とも齟齬している。このような事態は、事前に、当事者双方の意見を求めれば、容易に防止できることである。
- (5) この点、主任審理官は、「12月3日の審理において当事者双方の意見は十分に聞い

た。あくまで職権で行う測定であるから問題はない」というのかもしれない。

- (6) しかしながら、たとえ職権で行う測定であっても、その測定方法に重大な間違いがあれば、それは正しい測定とは認められないことはいうまでもなく、当然、証拠価値などない。間違った測定方法を指摘・是正できるのは当事者しかいないのであって、当事者に意見を求めずに、入札を行うのはまさにフライングといわざるをえない。
- (7) よって、主任審理官においては上記入札をいったん取消し、あらためて、入札説明書の仕様書について、当事者双方の意見を聞いた上で、手続きの進行を図るべきである。

## 第2 入札説明書の仕様書の実態面についての意見

### 1 測定実施場所について

- (1) 12月3日付実施方針案においては、C I S P R 委員会で平成18年に測定を行った横須賀(YRP)と日立市の2カ所が上げられていた。一方、入札仕様書においては、「横須賀市内の木造戸建住宅」の1カ所とされている。かかる経緯からすれば、入札仕様書における「横須賀市内の木造戸建住宅」とは横須賀(YRP)のことと思われる。
- (2) しかしながら、これでは、測定の公平性が保てない。すなわち、横須賀YRP(横須賀リサーチパーク)は、横須賀リサーチパーク推進協会及び株式会社横須賀テレコムリサーチパークから構成される広大な敷地を持つ大規模研究施設である(別紙1)。とうてい一般的な居住用住宅環境内における「木造戸建住宅」とは言えない。
- (3) 株式会社横須賀テレコムリサーチパークは、「YRPの中核的な事業主体として平成5年4月1日に設立された第3セクタ」であり、主な事業は「中核施設であるYRPセンター1番館のオーナーとして研究開発室・会議室・研修室の賃貸事業を行なう」「YRP全体の管理運営を行なう」、「YRP研究開発推進協会の事務局として、YRPで展開する研究開発や研究交流及び研究事業、受託研究等の支援も行なう」、などと説明されている(別紙2)。横須賀リサーチパーク推進協会の構成員は別紙3のとおりであり、株式会社横須賀テレコムリサーチパークの株主は別紙4のとおりである。これらの中には、総務省や、本件審理において国側参考人を務めた杉浦行氏が所属する(財)テレコムエンジニアリングセンター、本件PLC機器を製造・販売している会社やその関連会社も多数含まれている。
- (4) このような国及びメーカーの影響化にある、極めて広大な研究用施設においては、常時研究開発用の各種電子機器や発信機等が稼働しており、これ自体一般的な住宅環境とは言えず、これらの機器を意図的に稼働させること等によってさらに不要な妨害電波を発射させ周囲雑音レベルを引き上げることも容易になし得る。また、建物そのものの配線に細工をしてPLCからの漏えい電界強度を意図的に下げることも、極めて簡単である。
- (5) そもそも、異議申立人らが、測定候補地について、「乙4号証の許容値を決定した時の周囲雑音レベルを測定した各箇所、即ち、横須賀市(YRP)、北本市、日立市、三浦市初声および武蔵野市の全部又は乙4号証で技術基準の根拠として使われた3箇所において、再度測定を行うことを基本とすべきである。」としたのは、主任審理官が作成した平成21年10月7日付「PLC機器の实地測定について」において、測

定場所について、「許容値を決定したときの周囲雑音レベルの基準（中略）にできるだけ近いと思われる住宅環境における木造住宅」（は略）などとされていたことに対する意見を述べたものであって、異議申立人らは、横須賀 Y R P のみで測定を行うことを許容したのではなく、横須賀 Y R P のみで測定することには到底同意できない。

- (6) 周囲雑音や建物からの漏えい電界強度が争われている本件紛争の性質からいって、測定実験を行う場合の場所の選定に関しては、当事者双方に不公平とならないよう、特段の配慮が求められるのであって、この点は、いかに職権で行う場合であっても同様である。現に、平成 21 年 10 月 7 日付「PLC 機器の実地測定について」においては、主任審理官は、総務大臣及び異議申立人双方に対して、測定候補地の案を出すように指示されていた。
- (7) しかるに、異議申立人らは、測定候補地として、以下の 2 カ所を上げた（これらの個人情報是非公開としていただきたい）。

横浜市

千葉県

異議申立人らとしては、この 2 カ所においても、測定実験を行うことを強く要望する。もし、異議申立人らの上げた候補地での測定実験が採用されずに、横須賀 Y R P のみでの測定実験を行うのであれば、測定実験自体を拒否せざるをえない。強く再考を求める。

## 2 測定対象機器について

- (1) 仕様書においては、測定対象機器を、「電波監理審議会が指定する PLC 設備（2 台 1 セットとして 3 種類）」とされており、それ以上の詳細は記載されていない。
- (2) 本件 PLC の各メーカーは、アマチュア無線周波数帯において、法規で要求されていないノッチを自主的に入れていることは再々指摘しているとおりである。実地測定においては、本件 PLC 技術基準が要請していないこのノッチを外した状態でも測定を行うことが必須である。このことを仕様書にも明記すべきである（12 月 3 日付実施方針案にも、「ノッチフィルターが付加されている場合は、適切な方法で付加されない場合との比較検証ができるようにする」との記載がある）。

## 3 測定機器について

- (1) 仕様書においては、測定機器のアンテナについては、「ループアンテナ」との記載がされているだけで、それ以上の記載はない。
- (2) しかしながら、市販されている測定用ループアンテナでは、2 MHz における「ITU-R P. 372 の周囲雑音レベル（Quiet Rural）の測定」を正確に測定することは不可能である。強く再考を求める。

なお、この点に関する、異議申立人らの意見は以下のとおりである（再掲）。

測定周波数帯域幅 2MHz～30MHz における周囲雑音測定時には、実効値測定した中央値並びに漏洩雑音測定時の準尖頭値測定時（尖頭値測定の換算値含む）に、分解能帯域幅（RBW）9kHz で、測定下限が、 $-20\text{dB}\mu\text{V/m}$  以下での電界強度測定が出来るようにすべきである（甲 170 号証参照）。

なお、情通審 CISPR 委員会での実験で使用した測定条件は、CISPR16 及び CISPR22 に準拠しておらず、測定周波数帯域幅の 17% のみの測定で、技術的な妥当性が無い。従って、基本的に異議申立人が提示した甲 170 号証の測定条件に準じて、測定周波数帯域幅の 100% を覆って、且つ分解能帯域幅が 6dB で規定されている為、測定周波数帯域幅内の如何なる周波数においても測定値再現 6dB 未満で測定すべきである。

#### 4 測定周波数帯について

仕様書においては、測定周波数帯が「1～30MHz」とされているが、これは、「2～30MHz」の誤記であると思われる（12月3日付実施方針案にも、「2～30MHz」とある）。

### 第3 その他の実施方針について

#### 1 録音、撮影等は自由とすべきである

12月3日付実施方針案において、「総務大臣、異議申立人等は録音、撮影等をしない」とされているが、録音・撮影をした場合に、具体的にどのような支障があるのか全く明らかではなく、異議がある。そもそも、本件においては、平成18年にCISPR委員会が行った測定が非公開とされたことに端を発している。この愚を2度と犯すべきではない。録音・撮影は自由とするべきである。強く再考を求める。

#### 2 異議申立人らのバックチェック測定は必須である

異議申立人らは、測定の公正を期すために、同時間同一場所において、主任審理官が（鑑定人と協議して）行う測定、乙4号証でのCISPR委員会が使用した測定器構成による測定（CISPR委員会の責任で立会再現すること）、異議申立人が行う測定（「バックチェック測定」）、の3つを認めるべきであると主張した。

このうち、については国側が行うかどうか判断すれば足りることではある。しかし、が認められない理由については、具体的にどのような支障があるのか全く明らかではなく、異議がある。

異議申立人らのバックチェックが認められない測定は、いかに職権で行う測定といえども、再現性が担保できず、意味がない。強く再考を求める。

以上